制定 平成 2 4年 9 月 1 9 日原規総発第 120919003 号原子力規制委員会委員長決定改正 平成 2 6 年 2 月 2 1 日 原規総発第 1402125 号 原子力規制委員会委員長決定改正 平成 2 6 年 6 月 3 0 日 原規総発第 1406121 号 原子力規制委員会委員長決定改正 平成 2 7年 3 月 2 7日 原規総発第 1503261 号 原子力規制委員会委員長決定改正 平成 3 0年 3 月 3 0 日 原規総発第 1803231 号 原子力規制委員会委員長決定改正 平成 3 0年 9 月 1 8 日 原規総発第 1809065 号 原子力規制委員会委員長決定改正 平成 3 1年 3 月 2 9 日 原規総発第 1903294 号 原子力規制委員会委員長決定改正 令和 2 年 8 月 1 8 日 原規総発第 2008182 号 原子力規制委員会委員長決定改正 令和 4 年 3 月 2 9 日 原規総発第 2008182 号 原子力規制委員会委員長決定改正 令和 4 年 3 月 2 8 日 原規総発第 24032815 号 原子力規制委員会委員長決定改正 令和 6 年 3 月 2 8 日 原規総発第 24032815 号 原子力規制委員会委員長決定改正 令和 7 年 3 月 2 8 日 原規総発第 2503287 号 原子力規制委員会委員長決定改正 令和 7 年 3 月 2 8 日 原規総発第 2503287 号 原子力規制委員会委員長決定

原子力規制委員会行政文書管理規則を次のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力規制委員会行政文書管理規則

目 次

- 第1章 総則(第1条-第2条)
- 第2章 管理体制(第3条-第8条)
- 第3章 作成 (第9条-第11条)
- 第4章 整理(第12条-第14条)
- 第5章 保存(第15条-第17条)
- 第6章 行政文書ファイル管理簿(第18条-第19条)
- 第7章 保存期間の延長、移管、廃棄(第20条-第22条)
- 第8章 点検・監査及び管理状況の報告等(第23条-第25条)
- 第9章 研修(第26条-第27条)
- 第10章 秘密文書等の管理(第28条-第29条)
- 第11章 補則(第30条-第31条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以

下「法」という。)第10条第1項に基づき、原子力規制委員会における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において「行政文書」とは、原子力規制委員会の委員長、委員及 び職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書(図面及び電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)であって、職員が組織 的に用いるものとして、原子力規制委員会が保有しているものをいう。ただし、 法第2条第4項各号に掲げるものを除く。
- 2 この規則において「行政文書ファイル等」とは、原子力規制委員会における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下「行政文書ファイル」という。)及び単独で管理している行政文書をいう。
- 3 この規則において「行政文書ファイル管理簿」とは、原子力規制委員会における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、 名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- 4 この規則において「文書管理システム」とは、文書管理業務の業務・システム 最適化計画(平成19年4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) に基づき整備された政府全体で利用可能な文書管理システムをいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第3条 原子力規制委員会に総括文書管理者1名を置く。
- 2 総括文書管理者は、原子力規制庁長官をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
 - (3) 行政文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
 - (5) 行政文書ファイル保存要領その他この規則の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) その他行政文書の管理に関する事務の総括

(公文書監理官)

第3条の2 長官官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び 公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

(副総括文書管理者)

- 第4条 原子力規制委員会に副総括文書管理者1名を置く。
- 2 副総括文書管理者は、長官官房総務課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、第3条第3項各号に掲げる事務について総括文書管理者 を補佐するものとする。

(主任文書管理者)

- 第5条 部等(原子力規制庁の部及び施設等機関をいう。以下同じ。) にそれぞれ 主任文書管理者を1名置く。
- 2 主任文書管理者は、総括文書管理者が指名する。
- 3 主任文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、部等における文書の管理に 関する事務を総括するものとする。

(文書管理者)

- 第6条 総括文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書 管理者を指名する。
- 2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものと する。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 行政文書ファイル管理簿への記載
 - (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
 - (5) 管理状況の点検
 - (6) 行政文書の作成(第3章)、標準文書保存期間基準(以下「保存期間表」という。)の作成(第14条第1項)等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導等

(文書管理担当者)

- 第6条の2 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名 する。
- 2 文書管理者は、文書管理担当者を指名後、速やかに総括文書管理者にその氏名 又は役職等を報告しなければならない。

(監査責任者)

- 第7条 原子力規制委員会に監査責任者1名を置く。
- 2 監査責任者は、長官官房公文書監理官をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管

理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、原子力規制委員会における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに原子力規制委員会の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

- 第10条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の 行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。
- 2 前条の文書主義の原則に基づき、原子力規制委員会内部の打合せ、原子力規制 委員会の外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る 政策立案、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等(以下「打合せ 等」という。)の記録については、文書を作成するものとする。
- 3 歴史的緊急事態(国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に対応するために行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重要であり、保存期間満了時には原則として独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)へ移管する文書として、記録を作成するものとする。
- 4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切・効率的な文書作成)

- 第11条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部等の長(原子力規制委員会文書管理要領(原規総発第120919005号)第2条第2号に規定する部等の長をいう。以下同じ。)等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。
- 2 原子力規制委員会の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、原子力規制委員会の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方(以下「相手方」という。)の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。

- 3 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)、外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。
- 4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子 掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理

(職員の整理義務)

- 第12条 職員は、次条及び第14条に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。
 - (1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
 - (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にまとめること。
 - (3) 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間 及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

- 第13条 行政文書ファイル等は、原子力規制委員会の事務及び事業の性質、内容等に応じて次項及び第3項に従い、三段階の階層構造に分類し、当該行政文書の内容を端的に示すような分かりやすい名称を付さなければならない。
- 2 行政文書ファイル等は、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にまとめて小分類とし、その小分類をまとめて中分類とし、その中分類をまとめて大分類とする。
- 3 行政文書ファイル等は、別表第1に掲げられた業務については同表を参酌して 分類する。

(保存期間)

- 第14条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。これを改定したときも、同様とする。
- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 第12条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。
- 4 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を 定めるものとする。
- 5 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に

該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する 責務が全うされるよう、意思決定過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付 け又は検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を 定めるものとする。

- 6 第12条第1号の保存期間の設定においては、第4項及び前項の規定に該当するものを除き、例えば、次に掲げる類型に該当する文書については、保存期間を 1年未満とすることができる。
 - (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - (3) 出版物や公表物を編集した文書
 - (4) 原子力規制委員会の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- 7 第12条第1号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付け又は検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。
- 8 第12条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 9 第12条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。
- 10 第12条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 11 第3項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の 適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以 後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又 は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得 日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間

を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

- 第15条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。
- 2 行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 紙文書の保存場所・方法
 - (2) 電子文書の保存場所・方法
 - (3) 引継手続
 - (4) その他適切な保存を確保するための措置

(保存)

- 第16条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等 について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保 存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限 りでない。
- 2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

(集中管理の推進)

第17条 原子力規制委員会における行政文書ファイル等の集中管理については、 総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- 第18条 総括文書管理者は、原子力規制委員会の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「施行令」という。)第11条に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。
- 2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ 定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

- 第19条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11年法律第42号)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当 該不開示情報を明示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

- 第20条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- 2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は総括文書管理者の確認を得るものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間が満了したときの措置に従って、第22条第2項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

(保存期間の延長)

- 第21条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定 めるところにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。
- 2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。

(移管又は廃棄)

- 第22条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政 文書ファイル等について、第20条第1項により定めた措置に基づき、国立公文 書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を 廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、 その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られない ときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政

文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、 又は国立公文書館に移管するものとする。

- 3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第1 4条第6項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとす るときは、第14条第4項、第5項及び第7項に該当しないかを確認した上で、 廃棄するものとする。この場合、原子力規制委員会は、あらかじめ定めた一定の 期間の中で、本規定に基づき、どのような類型の行政文書ファイル等についてい つ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。
- 4 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由について、記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行うものとする。
- 5 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書の パスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供す ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を 講ずるものとする。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

- 第23条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を 行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者及び公文書監理官は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文 書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第24条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者及び公文書監理官は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、行政機関の長に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

- 第25条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。
- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査 が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、内閣府から、法第31条の規定による勧告があった場合に は、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

- 第26条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行 うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行 うものとする。
- 2 総括文書管理者は、職員が、少なくとも毎年度一回、研修を受けられる環境を 提供しなければならない。
- 3 文書管理者は、職員の研修の受講状況について、総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

- 第27条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。
- 2 職員は、適切な時期に前項の研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会特定秘密保護規程(平成26年12月8日原子力規制委員会決定)に基づき管理するものとする。

(秘密文書の管理)

第29条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)については次に掲げるとおり管理するものと

する。

(1) 秘密文書は、次の表の左欄に掲げる種類に区分し、それぞれ同表の中欄に掲げる者(以下「指定者」という。)が指定するものとする。この場合において、当該区分に該当する行政文書は、それぞれ同表の右欄に掲げる行政文書とする。

極秘文書	原子力規制庁長官又は部等の	秘密保全の必要が高く、その漏
	長	えいが国の安全、利益に損害を
		与えるおそれのある情報を含
		む行政文書
秘文書	第6条第1項の規定に基づき	極秘文書に次ぐ程度の秘密で
	文書管理者に指名された課等	あって、関係者以外には知らせ
	(原子力規制委員会文書管理	てはならない情報を含む極秘
	要領第2条第3号に規定する	文書以外の行政文書
	課等をいう。)の長	

- (2) 指定者は、秘密文書を指定するときは、次に掲げる事項を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。
 - イ 当該秘密文書を取り扱うことができる職員(以下「取扱職員」という。) の範囲
 - ロ 当該秘密文書を秘密文書として指定する期間(以下「指定期間」という。)
 - ハ 当該秘密文書の管理について責任を負う者(以下「秘密文書管理責任者」 という。)
 - ニ 当該秘密文書の複製の制限その他の当該秘密を取り扱う者が遵守すべき 事項があるときは、当該事項(以下「取扱制限」という。)
- (3) 指定者は、指定する秘密文書に、原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令(原規人発第1804012号)第2条第1号に規定する特定核燃料物質の防護等に関する秘密が記録されているときは、当該秘密文書に係る取扱職員を、原子力規制委員会の委員長及び委員並びに同訓令第3条の規定により原子力規制庁長官による確認を受け、その確認を受けた結果、秘密を漏らすおそれがないと認められた職員に限らなければならない。
- (4) 指定者は、秘密文書の指定期間(この規則により延長した指定期間を含む。 以下同じ。)が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を 要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。ま た、指定期間は、当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。
- (5) 極秘文書の指定期間は、5年を超えない範囲内において定めるものとする。
- (6) 秘密文書の指定は、その指定期間が満了したときは、解除されたものとする。
- (7) 指定者は、その指定した秘密文書について秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、速やかに当該指定を解除するものとする。
- (8) 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
- (9) 秘密文書は、指定者が指定する秘密文書管理責任者が管理するものとする。

- (10) 秘密文書管理責任者は、その管理する秘密文書の作成、提供、取得、廃棄、 指定期間の延長、指定の解除その他の事項を登録する秘密文書管理簿を備える ものとする。
- (11) 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、原子力規制委員会委員長に報告するものとする。
- (12) 秘密文書を取り扱う者は、取扱制限を遵守しなければならない。
- (13) 原子力規制委員会以外の者に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該 秘密文書の管理について当該者と協議した上で行うものとする。
- (14) 総括文書管理者は、この規則の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(法令等に基づく特別の定め)

第30条 法律若しくはこれに基づく命令又は訓令の規定により、文書の分類、作成、保存、廃棄その他文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律若しくはこれに基づく命令又は訓令の定めるところによる。

(細則)

第31条 この規則に定めるもののほか、原子力規制委員会における文書の管理に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附則

この規則は、平成24年9月19日から施行する。

附則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年9月18日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和2年8月18日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この訓令による改正後の原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「新規則」という。)第14条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。
- 第3条 新規則第14条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以 後である行政文書について適用する。
- 第4条 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である 行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資す ると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を 踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第20条第3項ただし書及び別表第2の2(6)①ただし書の改正規定は、電子決裁システム(EASY)が改修された日の属する年度の翌年度の4月1日から施行する。

附則

この訓令は、官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

別表第1 行政文書の保存期間基準

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例			
法令	法令の制定又は改廃及びその経緯							
1	法律の制	(1)立案の検	①立案基礎文書 (一の項イ)	20年	• 基本方針			
	定又は改	討			• 基本計画			
	廃及びそ				条約その他の国際約束			
	の経緯				• 大臣指示			
					・政務三役会議の決定			
			②立案の検討に関する審議会		・開催経緯			
			等文書 (一の項イ)		諮問			
					・議事の記録			
					•配付資料			
					•中間答申、最終答申、			
					中間報告、最終報告、			
					建議、提言			
			③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企			
			究文書 (一の項イ)		業の状況調査			
					・関係団体・関係者のヒ			
					アリング			
		(2)法律案の	法律案の審査の過程が記録さ		• 法制局提出資料			
		審査	れた文書 (一の項ロ)		•審查録			
		(3)他の行政	行政機関協議文書 (一の項		・各省への協議案			
		機関への	ハ)		・各省からの質問・意見			
		協議			・各省からの質問・意見			
					に対する回答			
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書		・5点セット(要綱、法			
			及び閣議に提出された文書		律案、理由、新旧対照			
			(一の項ニ)		条文、参照条文)			
					・閣議請議書			
					• 案件表			
					•配付資料			
		(5)国会審議	国会審議文書 (一の項へ)		・議員への説明			
					• 趣旨説明			
					• 想定問答			
					• 答弁書			
					• 国会審議録			
					・内閣府意見案			

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
					・同案の閣議請議書
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他		• 官報
		その他の	の公布に関する文書(一の項		・公布裁可書(御署名原
		公布	F)		本)
		(7)解釈又は	①解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企
		運用の基	のための調査研究文書(一		業の状況調査
		準の設定	の項チ)		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			② 解釈又は運用の基準の設		・逐条解説
			定のための決裁文書(一の		・ガイドライン
			項チ)		・訓令、通達又は告示
					・運用の手引
2	条約その	(1)締結の検	①外国(本邦の域外にある国	30年	交渉開始の契機
	他の国際	討	又は地域をいう。)との交		• 交渉方針
	約束の締		渉に関する文書及び解釈又		• 想定問答
	結及びそ		は運用の基準の設定のため		• 逐条解説
	の経緯		の決裁文書(二の項イ及び		
			=)		
			②他の行政機関の質問若しく		各省への協議案
			は意見又はこれらに対する		・各省からの質問・意見
			回答に関する文書その他の		・各省からの質問・意見
			他の行政機関への連絡及び		に対する回答
			当該行政機関との調整に関		
			する文書 (二の項ロ)		
			③条約案その他の国際約束の		・外国・自治体・民間企
			案の検討に関する調査研究		業の状況調査
			文書及び解釈又は運用の基		・関係団体・関係者のヒ
			準の設定のための調査研究		アリング
			文書(二の項ハ及び二)		・情報収集・分析
		(2)条約案の	条約案その他の国際約束の案		• 法制局提出資料
		審査	の審査の過程が記録された文		•審査録
			書 (二の項ハ)		
		(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文書	20年	・閣議請議書
			及び閣議に提出された文書	(保存期	・案件表
			(二の項ニ)	間満了時	•配付資料
		(4)国会審議	国会審議文書(二の項ニ)	の措置を	・議員への説明
				廃棄の措	• 趣旨説明

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
				置と定め	• 想定問答
				た文書	・答弁書
				(経済協	• 国会審議録
		(5)締結	条約書、批准書その他これら	力関係等	・条約書・署名本書
			に類する文書 (二の項ホ)	で定型化	・調印書
				し、重要	・批准・受諾書
				性がない	・批准書の寄託に関す
				もの) に	る文書
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他	ついては	・官報
		その他の	の公布に関する文書(二の項	30年)	・公布裁可書(御署名
		公布	=)		原本)
3	政令の制	(1)立案の検	①立案基礎文書 (一の項イ)	20年	・基本方針
	定又は改	討			・基本計画
	廃及びそ				・条約その他の国際約束
	の経緯				・大臣指示
					・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会		・開催経緯
			等文書(一の項イ)		諮問
					・議事の記録
					・配付資料
					・中間答申、最終答申、
					中間報告、最終報告、
					建議、提言
			③立案の検討に関する研究調		・外国・自治体・民間企
			査文書(一の項イ)		業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒ
					アリング
		(2)政令案の	■ 政令案の審査の過程が記録さ		・法制局提出資料
		審査	 れた文書(一の項ロ)		 ・審査録
		(3) 意見公募	 意見公募手続文書(一の項		
		手続	ハ)		• 趣旨、要約、新旧対照
					条文、参照条文
					・意見公募要領
					• 提出意見
					・提出意見を考慮した結
					果及びその理由

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		(4)他の行政	行政機関協議文書(一の項		・各省への協議案
		機関への	ハ)		・各省からの質問・意見
		協議			・各省からの質問・意見
					に対する回答
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書		・5点セット(要綱、政
			及び閣議に提出された文書		令案、理由、新旧対照
			(一の項ニ)		条文、参照条文)
					• 閣議請議書
					• 案件表
					•配布資料
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他		官報
		その他の	の公布に関する文書(一の項		• 公布裁可書(御署名原
		公布	F)		本)
		(7)解釈又は	①解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企
		運用の基	のための調査研究文書(一		業の状況調査
		準の設定	の項チ)		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			②解釈又は運用の基準の設定		• 逐条解説
			のための決裁文書(一の項		・ガイドライン
			チ)		・訓令、通達又は告示
					・運用の手引
4	省令その	(1)立案の検	①立案基礎文書 (一の項イ)	20年	• 基本方針
	他の規則	討			• 基本計画
	の制定又				・条約その他の国際約束
	は改廃及				・大臣指示
	びその経				政務三役会議の決定
	緯		②立案の検討に関する審議会		・開催経緯
			等文書 (一の項イ)		諮問
					・議事の記録
					•配付資料
					•中間報告、最終報告、
					提言
			③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
			究文書 (一の項イ)		業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒ
					アリング

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		(2)意見公募	意見公募手続文書(一の項		・省令案・規則案
		手続	八)		・趣旨、要約、新旧対照
					条文、参照条文
					• 意見公募要領
					• 提出意見
					・提出意見を考慮した結
					果及びその理由
		(3)制定又は	省令その他の規則の制定又は		・省令案・規則案
		改廃	改廃のための決裁文書(一の		・理由、新旧対照条文、
			項示)		参照条文
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の		• 官報
			項卜)		
		(5)解釈又は	①解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企
		運用の基	のための調査研究文書(一		業の状況調査
		準の設定	の項チ)		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			②解釈又は運用の基準の設定		・逐条解説
			のための決裁文書(一の項		・ガイドライン
			チ)		・訓令、通達又は告示
					・運用の手引
	養、関係行政 がその経緯	幾関の長で構成	される会議又は省議(これらに準	準ずるものを	含む。)の決定又は了解
5	閣議の決	(1)予算に関	①閣議を求めるための決裁文	20年	• 歳入歳出概算
	定又は了	する閣議	書及び閣議に提出された文書		予算書(一般会計・特
	解及びそ	の求め及	(三の項イ)		別会計・政府関係機
	の経緯	び予算の			関)
		国会提出			• 概算要求基準等
		その他の			・閣議請議書
		重要な経			・案件表
		緯			•配付資料
			②予算その他国会に提出され		・予算書(一般会計・特
			た文書 (三の項ハ)		別会計・政府関係機
					関)
					・予算参考資料
		(2)決算に関	①閣議を求めるための決裁文		・決算書(一般会計・特
1					
		する閣議	書及び閣議に提出された文		別会計・政府関係機

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
	び決算の			• 調書
	国会提出			• 予備費使用書
	その他の			• 閣議請議書
	重要な経			・案件表
	緯			•配布資料
		②決算に関し、会計検査院に		・決算書(一般会計・特
		送付した文書及びその検査		別会計・政府関係機
		を経た文書(三の項ロ)		関)(※会計検査院保
				有のものを除く。)
		③歳入歳出決算その他国会に		・決算書(一般会計・特
		提出された文書(三の項ハ)		別会計・政府関係機
				関)
	(3) 質問主意	①答弁の案の作成の過程が記		• 法制局提出資料
	書に対す	録された文書(四の項イ)		•審査録
	る答弁に	②閣議を求めるための決裁文		• 答弁案
	関する閣	書及び閣議に提出された文		• 閣議請議書
	議の求め	書 (四の項ロ)		・案件表
	及び国会			•配付資料
	に対する	③答弁が記録された文書(四		答弁書
	答弁その	の項ハ)		
	他の重要			
	な経緯			
	(4)基本方	①立案基礎文書 (五の項イ)		・基本方針
	針、基本			・基本計画
	計画又は			・条約その他の国際約束
	白書その			• 大臣指示
	他の閣議			・政務三役会議の決定
	に付され	②立案の検討に関する審議会		• 開催経緯
	た案件に	等文書 (五の項イ)		• 諮問
	関する立			・議事の記録
	案の検討			•配付資料
	及び閣議			•中間答申、最終答申、
	の求めそ			中間報告、最終報告、
	の他の重			建議、提言
	要な経緯	③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
	(1の項	究 (五の項イ)		業の状況調査
	から4の			・関係団体・関係者のヒ

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		項まで及び5の項			アリング ・任意パブコメ
		(1)から (3)までに 掲げるも のを除	④行政機関協議文書(五の項 ロ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答
		<.)	⑤閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書(五の項ハ)		・基本方針案・基本計画案・白書案・閣議請議書・案件表・配付資料
6	関機でれ(準のこおじ定解の係関構るこずをのい)又及経行の成会れるむ項てのはび緯政長さ議にも。に同決了そ	の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の協議その他の	①会議の決定又は了解に係る 案の立案基礎文書(六の項 イ) ②会議の決定又は了解に係る 案の検討に関する調査研究 文書(六の項イ) ③会議の決定又は了解に係る 案の検討に関する行政機関 協議文書(六の項イ) ④会議の検討のための資料と して提出された文書(六の 項ロ)及び会議(国務大臣を 構成員とする会議に限る)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・区対する回答 ・配付資料 ・議事の記録
複数の経		による申合せ又	構成員とする会議に限る。) の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容 が記録された文書(六の項 ハ) は他の行政機関若しくは地方公	共団体に対し	・決定・了解文書 て示す基準の設定及びそ
7	複数の行政機関に	複数の行政機関による申合	①申合せに係る案の立案基礎 文書 (八の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
	よる申合せ及びその欠け	せに関する立案の検討及び			・条約その他の国際約束・総理指示
	の経緯	他の行政機関への協議その他の重要な経緯	②申合せに係る案の検討に関 する調査研究文書(八の項 イ)		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
			③申合せに係る案の検討に関 する行政機関協議文書(八 の項イ)		・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答
			④他の行政機関との会議に検 討のための資料として提出 された文書及び当該会議に 議事が記録された文書その 他申合せに至る過程が記録		・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料
8	他の行政	基準の設定に	された文書(八の項ロ) ⑤申合せの内容が記録された 文書(八の項ハ) ①立案基礎文書(九の項イ)	10年	・申合せ・基本方針
0	機関に対して示す基準の設定及びそ	関する立案の 検討その他の 重要な経緯	少立采茶碗又青(凡07·填1)	104	・基本分面・基本計画・条約その他の国際約束・大臣指示・政務三役会議の決定
	の経緯		②立案の検討に関する審議会 等文書(九の項イ)		 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、 建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書(九の項イ)		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
			④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至 る過程が記録された文書		・基準案

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
			(九の項ロ)		
			 ⑤基準を他の行政機関に通知		 ・通知
			した文書(九の項ハ)		70 AB
9	地方公共	基準の設定に	①立案基礎文書(九の項イ)	10年	 ・基本方針
Ü	団体に対	関する立案の	(五大圣晚入自 (元)(京年)	10+	・基本計画
	して示す	検討その他の			・条約その他の国際約束
	基準の設	重要な経緯			・大臣指示
	定及びそ	至文:6/压/平			・政務三役会議の決定
	の経緯		 ②立案の検討に関する審議会		
	-> /111/14		等文書(九の項イ)		・諮問
			1,20		議事の記録
					・配付資料
					・中間答申、最終答申、
					中間報告、最終報告、
					建議、提言
			 ③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
			究文書(九の項イ)		業の状況調査
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			 ④基準を設定するための決裁		・基準案
			文書その他基準の設定に至		
			る過程が記録された文書		
			(九の項ロ)		
			⑤基準を地方公共団体に通知		• 通知
			した文書 (九の項ハ)		
個人	又は法人の村	権利義務の得喪	及びその経緯		
10	個人の権	(1)行政手続	①立案の検討に関する審議会	10年	• 開催経緯
	利義務の	法(平成	等文書 (十の項)		• 諮問
	得喪及び	5年法律			・議事の記録
	その経緯	第88			•配付資料
		号) 第2			・中間答申、最終答申、
		条第8号			中間報告、最終報告、
		ロの審査			建議、提言
		基準、同	②立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
		号ハの処	究文書 (十の項)		業の状況調査
		分基準、			・関係団体・関係者のヒ
		同号ニの			アリング

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
	行政指導	③意見公募手続文書(十の		・審査基準案・処分基準
	指針及び	項)		案・行政指導指針案
	同法第6			• 意見公募要領
	条の標準			• 提出意見
	的な期間			・提出意見を考慮した結
	に関する			果及びその理由
	立案の検	④行政手続法第2条第8号口		・審査基準案・処分基準
	討その他	の審査基準、同号ハの処分		案・行政指導指針案
	の重要な	基準及び同号ニの行政指導		
	経緯	指針を定めるための決裁文		
		書 (十の項)		
		⑤行政手続法第6条の標準的		・標準処理期間案
		な期間を定めるための決裁		
		文書 (十の項)		
	(2)行政手続	許認可等をするための決裁文	10年(国	• 審査案
	法第2条	書その他許認可等に至る過程	立公文書	・理由
	第3号の	が記録された文書 (十一の	館への移	
	許認可等	項)	管の措置	
	(以下		をとるべ	
	「許認可		きことを	
	等」とい		定めたも	
	う。)に		のに限	
	関する重		る。)又は	
	要な経緯		許認可等	
			の効力が	
			消滅する	
			日に係る	
			特定日以	
			後5年	
	(3)行政手続	不利益処分をするための決裁	処分がさ	• 処分案
	法第2条	文書その他当該不利益処分に	れる日に	・理由
	第4号の	至る過程が記録された文書	係る特定	
	不利益処	(十二の項)	日以後5	
	分(以下		年	
	「不利益			
	処分」と			
	いう。)			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
	に関する			
	重要な経			
	緯			
	(4)補助金等	①交付の要件に関する文書	交付に係	・交付規則・交付要綱・
	(補助金	(十三の項イ)	る事業が	実施要領
	等に係る		終了する	・審査要領・選考基準
	予算の執	②交付のための決裁文書その	日に係る	•審査案
	行の適正	他交付に至る過程が記録さ	特定日以	・理由
	化に関す	れた文書 (十三の項ロ)	後5年	
	る法律	③補助事業等実績報告書(十		• 実績報告書
	(昭和3	三の項ハ)		
	0年法律			
	第179			
	号) 第2			
	条第1項			
	の補助金			
	等をい			
	う。以下			
	同じ。)			
	の交付に			
	関する重			
	要な経緯			
	(5)不服申立	①不服申立書又は口頭による	裁決、決	・不服申立書
	てに関す	不服申立てにおける陳述の	定その他	• 録取書
	る審議会	内容を録取した文書(十四	の処分が	
	等におけ	の項イ)	される日	
	る検討そ	②審議会等文書(十四の項	に係る特	諮問
	の他の重	口)	定日以後	・議事の記録
	要な経緯		10年	•配付資料
				• 答申、建議、意見
		③裁決、決定その他の処分を		• 弁明書
		するための決裁文書その他		・反論書
		当該処分に至る過程が記録		• 意見書
		された文書 (十四の項ハ)		
		④裁決書又は決定書(十四の		・裁決・決定書
		項二)		
		①訴訟の提起に関する文書		・訴状

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
11	事項 法人の権のの経験を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	業66		保存期間終日に定 1 0年1 0年	具体例 ・期日呼出状 ・発情種類正書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(2)許認可等 に関する	⑤行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁 文書(十の項) 許認可等をするための決裁文 書その他許認可等に至る過程	10年(国立公文書	・標準処理期間案・審査案・理由
				館への移	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
	重要な経	が記録された文書(十一の	管の措置	
	緯	項)	をとるべ	
			きことを	
			定めたも	
			のに限	
			る。)又は	
			許認可等	
			の効力が	
			消滅する	
			日に係る	
			特定日以	
			後5年	
	(3)不利益処	不利益処分をするための決裁	処分がさ	• 処分案
	分に関す	文書その他当該処分に至る過	れる日に	・理由
	る重要な	程が記録された文書(十二の	係る特定	
	経緯	項)	日以後5	
			年	
	(4)補助金等	①交付の要件に関する文書	交付に係	・交付規則・交付要綱・
	の交付	(十三の項イ)	る事業が	実施要領
	(地方公		終了する	・審査要領・選考基準
	共団体に	②交付のための決裁文書その	日に係る	審查案
	対する交	他交付に至る過程が記録さ	特定日以	・理由
	付を含	れた文書 (十三の項ロ)	後5年	
	む。) に	③補助事業等実績報告書(十		• 実績報告書
	関する重	三の項ハ)		
	要な経緯			
	(5)不服申立	①不服申立書又は口頭による	裁決、決	• 不服申立書
	てに関す	不服申立てにおける陳述の	定その他	• 録取書
	る審議会	内容を録取した文書(十四	の処分が	
	等におけ	の項イ)	される日	
	る検討そ	②審議会等文書(十四の項	に係る特	• 諮問
	の他の重	口)	定日以後	・議事の記録
	要な経緯		10年	•配付資料
				• 答申、建議、意見
		③裁決、決定その他の処分を		弁明書
		するための決裁文書その他		• 反論書
				• 意見書

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
			当該処分に至る過程が記録		
			された文書(十四の項ハ)		
			④裁決書又は決定書(十四の		・裁決・決定書
			項二)		
		(6) 国又は行	①訴訟の提起に関する文書	訴訟が終	訴状
		政機関を	(十五の項イ)	結する日	•期日呼出状
		当事者と	②訴訟における主張又は立証	に係る特	答弁書
		する訴訟	に関する文書(十五の項ロ)	定日以後	• 準備書面
		の提起そ		10年	• 各種申立書
		の他の訴			・口頭弁論・証人等調書
		訟に関す			• 書証
		る重要な	③判決書又は和解調書(十五		・判決書
		経緯	の項ハ)		• 和解調書
職員	員の人事に関	する事項			
12	職員の人	(1)人事評価	①立案の検討に関する調査研	10年	・外国・自治体・民間企
	事に関す	実施規程	究文書(十六の項イ)		業の状況調査
	る事項	の制定又			・関係団体・関係者のヒ
		は変更及			アリング
		びその経	②制定又は変更のための決裁		規程案
		緯	文書 (十六の項ロ)		
			 ③制定又は変更についての協		 ・協議案
			議案、回答書その他の内閣		回答案
			総理大臣との協議に関する		
			文書 (十六の項ハ)		
			④軽微な変更についての内閣		• 報告書
			総理大臣に対する報告に関		
			する文書 (十六の項ニ)		
		(2)職員の研	①計画の立案に関する調査研	3年	・外国・自治体・民間企
		修の実施	究文書 (十七の項)		業の状況調査
		に関する			・関係団体・関係者のヒ
		計画の立			アリング
		案の検討	②計画を制定又は改廃するた		計画案
		その他の	めの決裁文書(十七の項)		
		職員の研	③職員の研修の実施状況が記		・実績
		修に関す	録された文書(十七の項)		
		る重要な			
		経緯			

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		(3)職員の兼	職員の兼業の許可の申請書及	3年	・申請書
		業の許可	び当該申請に対する許可に関		・承認書
		に関する	する文書 (十八の項)		
		重要な経			
		緯			
		(4)退職手当	退職手当の支給に関する決定	支給制限	・調書
		の支給に	の内容が記録された文書及び	その他の	
		関する重	当該決定に至る過程が記録さ	支給に関	
		要な経緯	れた文書 (十九の項)	する処分	
				を行うこ	
				とができ	
				る期間又	
				は5年の	
				いずれか	
				長い期間	
その	他の事項				
13	告示、訓	(1)告示の立	①立案の検討に関する審議会	10年	・開催経緯
	令及び通	案の検討	等文書(二十の項イ)		諮問
	達の制定	その他の			・議事の記録
	又は改廃	重要な経			・配付資料
	及びその	緯(1の			・中間答申、最終答申
	経緯	項から1			中間報告、最終報告、
		2の項ま			建議、提言
		でに掲げ	②立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
		るものを	究文書(二十の項イ)		業の状況調査
		除く。)			・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			③意見公募手続文書(二十の		・告示案
			項イ)		・意見公募要領
					・提出意見
					・提出意見を考慮した結
					果及びその理由
			④制定又は改廃のための決裁		告示案
			文書 (二十の項ロ)		
			⑤官報公示に関する文書(二		 ・官報
			十の項ハ)		
			①立案の検討に関する調査研	10年	・外国・自治体・民間企

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		(2)訓令及び	究文書 (二十の項イ)		業の状況調査
		通達の立			・関係団体・関係者のヒ
		案の検討			アリング
		その他の	②制定又は改廃のための決裁		・訓令案・通達案
		重要な経	文書 (二十の項ロ)		• 行政文書管理規則案
		緯(1の			• 公印規程案
		項から1			
		2の項ま			
		でに掲げ			
		るものを			
		除く。)			
14	予算及び	(1)歳入、歳	①歳入、歳出、継続費、繰越明	10年	・概算要求の方針
	決算に関	出、継続	許費及び国庫債務負担行為		・大臣指示
	する事項	費、繰越	の見積に関する書類並びに		・政務三役会議の決定
		明許費及	その作製の基礎となった意		• 省内調整
		び国庫債	思決定及び当該意思決定に		• 概算要求書
		務負担行	至る過程が記録された文書		
		為の見積	(二十一の項イ)		
		に関する			
		書類の作	②財政法(昭和22年法律第		予定経費要求書
		製その他	34号) 第20条第2項の		• 継続費要求書
		の予算に	予定経費要求書等並びにそ		• 繰越明許費要求書
		関する重	の作製の基礎となった意思		• 国庫債務負担行為要求
		要な経緯	決定及び当該意思決定に至		書
		(5の項	る過程が記録された文書		・予算決算及び会計令第
		(1)及び	(二十一の項ロ)		12条の規定に基づく
		(4)に掲げ			予定経費要求書等の各
		るものを			目明細書
		除く。)	③①及び②に掲げるもののほ		・行政事業レビュー
			か、予算の成立に至る過程		• 執行状況調査
			が記録された文書(二十一		
			の項ハ)		
			④歳入歳出予算、継続費及び		・予算の配賦通知
			国庫債務負担行為の配賦に		
			関する文書 (二十一の項ニ)		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		(2)歳入及び	①歳入及び歳出の決算報告書	5年	歳入及び歳出の決算報
		歳出の決	並びにその作製の基礎とな		告書
		算報告書	った意思決定及び当該意思		・国の債務に関する計算
		並びに国	決定に至る過程が記録され		書
		の債務に	た文書 (二十二の項イ)		• 継続費決算報告書
		関する計			• 歳入徴収額計算書
		算書の作			・支出計算書
		製その他			・歳入簿・歳出簿・支払
		の決算に			計画差引簿
		関する重			• 徴収簿
		要な経緯			・支出決定簿
		(5の項			• 支出簿
		(2)及び			· 支出負担行為差引簿
		(4)に掲げ			支出負担行為認証官の
		るものを			帳簿
		除く。)	②会計検査院に提出又は送付		計算書
			した計算書及び証拠書類		• 証拠書類
			(二十二の項ロ)		(※会計検査院保有
					のものを除く。)
			③会計検査院の検査を受けた		・意見又は処置要求
			結果に関する文書(二十二		(※会計検査院保有
			の項ハ)		のものを除く。)
			④①から③までに掲げるもの		• 調書
			のほか、決算の提出に至る		
			過程が記録された文書(二		
			十二の項ニ)		
			⑤国会における決算の審査に		・警告決議に対する措
			関する文書(二十二の項		置
					・指摘事項に対する措
					置
15	機構及び	機構及び定員	機構及び定員の要求に関する	10年	・大臣指示
	定員に関	の要求に関す	文書並びにその基礎となった		・政務三役会議の決定
	する事項	る重要な経緯	意思決定及び当該意思決定に		• 省内調整
			至る過程が記録された文書		• 機構要求書
			(二十三の項)		• 定員要求書
					• 定員合理化計画

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
16	事独法関項立人するのでに事	業(1) の律に期(政則条にる究人で期同項す執には標務独法法1律3の律に期(政則条にる究人で期同項す執には標の立人(1第号他のよ目独法法第規国開には目条にる行あ年。区行通平年1)の規る標立人第3定立発あ中標第規行法っ度以分 政則成法0そ法定中 行通2項す研法っ長、4定政人で目下		10年	具体例 ・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング・中期目標案 ・中期計画・事業報告書・事業書・事業報告書・事業報告書・事業報告書・事業報告書・事業報告書・事業報告書・事業報告書・事業報告書・事業報告・事業報告書・書

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		(2)独立行政	①指導監督をするための決裁	5年	報告
		法人通則	文書その他指導監督に至る		• 検査
		法その他	過程が記録された文書(二		
		の法律の	十五の項イ)		
		規定によ	②違法行為等の是正のため必		・是正措置の要求
		る報告及	要な措置その他の指導監督		• 是正措置
		び検査そ	の結果の内容が記録された		
		の他の指	文書 (二十五の項ロ)		
		導監督に			
		関する重			
		要な経緯			
17	政策評価	行政機関が行	①政策評価法第6条の基本計	10年	• 開催経緯
	に関する	う政策の評価	画又は政策評価法第7条第		・議事の記録
	事項	に関する法律	1項の実施計画の制定又は		・配付資料
		(平成13年	変更に係る審議会等文書		•中間報告、最終報告、
		法律第86	(二十六の項イ)		提言
		号。以下「政	②基本計画又は実施計画の制		・外国・自治体・民間企
		策評価法」と	定又は変更に至る過程が記		業の状況調査
		いう。)第6	録された文書(二十六の項		・関係団体・関係者のヒ
		条の基本計画	イ)		アリング
		の立案の検	③基本計画の制定又は変更の		・基本計画案
		討、政策評価	ための決裁文書及び当該制		• 通知
		法第10条第	定又は変更の通知に関する		
		1項の評価書	文書 (二十六の項イ)		
		の作成その他	④実施計画の制定又は変更の		・事後評価の実施計画
		の政策評価の	ための決裁文書及び当該制		案
		実施に関する	定又は変更の通知に関する		• 通知
		重要な経緯	文書(二十六の項イ)		
			⑤評価書及びその要旨の作成		・評価書
			のための決裁文書並びにこ		• 評価書要旨
			れらの通知に関する文書そ		
			の他当該作成の過程が記録		
			された文書(18の項に掲		
			げるものを除く。)(二十		
			六の項ロ)		
			⑥政策評価の結果の政策への		・政策への反映状況案
			反映状況の作成に係る決裁		通知

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
			文書及び当該反映状況の通 知に関する文書その他当該 作成の過程が記録された文		
18	公共事業	直轄事業とし	書(二十六の項ハ) ①立案基礎文書(二十七の項	事業終了	・基本方針
	の実施に	て実施される	イ)	の日に係	• 基本計画
	関する事	公共事業の事		る特定日	・条約その他の国際約束
	項	業計画の立案		以後5年	・大臣指示
		に関する検		又は事後	・政務三役会議の決定
		討、関係者と	②立案の検討に関する審議会	評価終了	• 開催経緯
		の協議又は調	等文書 (二十七の項イ)	の日に係	• 諮問
		整及び事業の		る特定日	・議事の記録
		施工その他の		以後10	•配付資料
		重要な経緯		年のいず	•中間答申、最終答申、
				れか長い	中間報告、最終報告、
				期間	建議、提言
			③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
			究文書(二十七の項イ)		業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒ
					アリング
					・環境影響評価準備書
					・環境影響評価書
			④政策評価法による事前評価		・事業評価書
			に関する文書(二十七の項		・評価書要旨
			^)		
			⑤公共事業の事業計画及び実		・協議・調整経緯
			施に関する事項についての		
			関係行政機関、地方公共団		
			体その他の関係者との協議		
			又は調整に関する文書(二		
			十七の項ロ)		
			⑥事業を実施するための決裁		・実施案
			文書(二十七の項ハ)		
			⑦事業の経費積算が記録され		・経費積算
			た文書その他の入札及び契		・仕様書
			約に関する文書(二十七の		• 業者選定基準
			項二)		· 入札結果

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
			⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書(二十七の項ホ)		・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表
					・工事成績評価書
			⑨政策評価法による事後評価		・事業評価書
			に関する文書(二十七の項		・評価書要旨
			^)		
19	栄典又は	栄典又は表彰	栄典又は表彰の授与又ははく	10年	・選考基準
	表彰に関	の授与又はは	奪のための決裁文書及び伝達		・選考案
	する事項	く奪の重要な	の文書(二十八の項)		・伝達
		経緯(5の項			• 受章者名簿
		(4)に掲げる			
		ものを除			
		⟨∘)			
20	国会及び	(1)国会審議	国会審議文書 (二十九の項)	10年	・議員への説明
	審議会等	(1の項			• 趣旨説明
	における	から19			• 想定問答
	審議等に	の項まで			• 答弁書
	関する事	に掲げる			• 国会審議録
	項	ものを除			
		< 。)			
		(2)審議会等	審議会等文書 (二十九の項)	10年	・開催経緯
		(1の項			諮問
		から19			・議事の記録
		の項まで			・配付資料
		に掲げる			・中間答申、最終答申、
		ものを除			中間報告、最終報告、
		⟨。)			建議、提言
21	文書の管	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿そ	常用(無	・行政文書ファイル管理
	理に関す		の他の業務に常時利用する	期限)	簿
	る事項		ものとして継続的に保存す		
			べき行政文書(三十の項)		
			②取得した文書の管理を行う	5年	・受付簿
			ための帳簿(三十一の項)		
			③決裁文書の管理を行うため	30年	・決裁簿
			の帳簿(三十二の項)		

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
			④行政文書ファイル等の移管	20年	・移管・廃棄簿
			又は廃棄の状況が記録され		
			た帳簿(三十三の項)	<u>-</u>	
			⑤第21条第3項の規定に基	5年	・保存期間を1年未満と
			づく廃棄の記録		する行政文書ファイル
00	ж V Ф.Н	(1) \t.\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		0.05	等の廃棄の記録
22	法令の規	(1)法令の規	①勧告に関する経緯が記録さ	30年	・大臣指示
	定に基づく知生み	定に基づく他の行	れた文書		状況の調査無力
	く勧告及び協議、	く他の行	②勧告の内容及びその措置結		• 勧告 ****
	の協議、同意、届	政機関等	果が記録された文書		・措置結果
	_四 息、庙 出、通	に対する 勧告及び			
	知、理知、報	当該意思			
	力、報 告、資料	対象を 決定に至			
	の提出要	る過程			
	求並びに	(2)法令の規	①他の行政機関等の協議に対	10年	・各省への協議案
	当該意思	定による	する文書(協議案、他の行	10+	・各府省等からの質問・
	決定に至	他の行政	政機関等の質問又は意見、		意見
	る過程	機関等に	当該質問又は意見に対する		・各府省等からの質問・
		対する協	回答が記録された文書を含		意見に対する回答
		議及び同	t.)		/EI/201-/-1/7
		意並びに			 ・同意書
		当該意思	文書		1 1/2/
		決定に至			
		る過程			
		(3)法令の規	①通知、報告、資料の提出要	10年	・報告、資料提出の求め
		定による	求等に関する経緯が記録さ		調査計画
		他の行政	れた文書		
		機関等に	 ②届出、通知、報告、資料の		 ・届出書
		対する届	提出要求等の内容が記録さ		・通知文書
		出、通	れた文書		・報告書
		知、報			・提出資料
		告、資料			
		の提出要			
		求等及び			
		当該意思			

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		決定に至 る過程			
23	検査等に関する事項	法令に基づく 報告及び検査 その他の指導 監督 (1の項 から22の項 までに掲げる ものを除 く。)	①法令に基づく報告及び検査 の内容が記録された文書 ②法令に基づく違法行為等の 是正その他必要とされる措 置の内容が記録された文書	5年	・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置
24	試験に関する事項	試験に関する 立案験の実施の実施の実施を関するのででは、 受験者のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	①立案の検討に関する審議会 等文書及び調査研究文書 ②試験を実施するための決裁 文書	5年	 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・試験実施案
			③試験の記録について管理す る文書	効力が消 滅する日 に係る特 定日以後 5年	• 合格者名簿
25	国際会議 に関する 事項	国際会議(外 国政府との交 渉を含む。) に関する重要 な経緯	①委員長、委員が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30年	・発言要領・配付資料・議事の記録・合意文書

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類 型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
			②重要な国際会議等(①に掲	10年	発言要領
			げるものを除く。)に係る		•配付資料
			準備、実施、参加、会議の		・議事の記録
			結果等に関する文書のうち		• 合意文書
			重要なもの		
26	国有財産	国有財産の管	①国有財産台帳及び付属図面	常用(無	
	に関する	理		期限)	
	事項		②用地取得の経緯が記録され	30年	・契約書
			た文書		
			③国有財産台帳の価格改定の	10年	・価格改定評価調書
			経緯が記録された文書		
			④国有財産を管理・処分する	5年	• 使用承認、使用許可
			ための決裁文書		
			⑤国有財産に関する重要な経		国有財産台帳登録資料
			緯が記録された文書(①か		
			ら④までに掲げるものを除		
			< ∘)		
27	物品の管	物品の管理	物品の取得・処分等に関する	5年	・物品管理簿
	理に関す		文書		
	る事項				
28	契約に関	契約に関する	契約に係る決裁文書及びその	契約が終	• 仕様書案
	する事項	重要な経緯	他契約に至る過程が記録され	了する日	・協議・調整経緯
		(18 の項に	た文書	に係る特	
		掲げるものを		定日以後	
		除く。)		5年	
644a -4					

備考

- 一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る 意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
 - 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員と する懇談会その他の会合(この表において「審議会等」という。)に検討のための資料と して提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録さ れた文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された 文書
 - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書

事項業務の区分問題は	「政文書の類 保存期間 具体例 の該当頃
------------	-------------------------

- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為 を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
- 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の 質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する 文書
- 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会 において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- 8 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等(国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。)で構成される会議
- 9 省議(これに準ずるものを含む。) 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣 等で構成される会議
- 10 特定日 第14条第12項(施行令第8条第9項)の保存期間が確定することとなる日 (18の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4 月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定め があるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務 及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているもの であることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な 経緯が記録された文書である。
- 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。
- 五 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程 並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示 しているものであって、同欄に記載の行政文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するもの ではない。
- 六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】~【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館に移管するものとする。

- 【I】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された 文書
- 【IV】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(6)の基準に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。

	事 項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令	の制定又は改廃及び		
1	法律の制定又は改	(1) 立案の検討	移管
	廃及びその経緯	(2) 法律案の審査	
		(3) 他の行政機関への協議	

	T		
		(4) 閣議の求め	_
		(5) 国会審議	
		(6) 官報公示その他の公布	
		(7) 解釈又は運用の基準の設定	
2	条約その他の国際	(1) 締結の検討	移管(経済協力関係等で
	約束の締結及びそ	(2) 条約案の審査	定型化し、重要性がない
	の経緯	(3) 閣議	ものは除く。)
		(4) 国会審議	
		(5) 締結	
		(6) 官報公示その他の公布	_
3	政令の制定又は改	(1) 立案の検討	移管
	廃及びその経緯	(2) 政令案の審査	
		(3) 意見公募手続	
		(4) 他の行政機関への協議	
		(5) 閣議	
		(6) 官報公示その他の公布	
		(7) 解釈又は運用の基準の設定	
4	省令その他の規則	(1) 立案の検討	移管
	の制定又は改廃及	(2) 意見公募手続	-
	びその経緯	(3) 制定又は改廃	
		(4) 官報公示	
		(5) 解釈又は運用の基準の設定	
閣議	、関係行政機関の長	で構成される会議又は省議(これ	らに準ずるものを含む。) の
決定	又は了解及びその経	緯	
5	閣議の決定又は了	(1) 予算に関する閣議の求め及	移管
	解及びその経緯	び予算の国会提出その他の	
		重要な経緯	
		(2) 決算に関する閣議の求め及	
		び決算の国会提出その他の	
		重要な経緯	
		(3) 質問主意書に対する答弁に	1
		関する閣議の求め及び国会	
		に対する答弁その他の重要	
		な経緯	
		(4) 基本方針、基本計画又は白]
	į	1	1

		キャックルの明光に パン・ユ	
		書その他の閣議に付された	
		案件に関する立案の検討及	
		び閣議の求めその他の重要	
		な経緯(1の項から4の項	
		まで及び5の項(1)から(3)	
		までに掲げるものを除く。)	
6	関係行政機関の長	関係行政機関の長で構成される	移管
	で構成される会議	会議の決定又は了解に関する立	
	(これに準ずるも	案の検討及び他の行政機関への	
	のを含む。この項	協議その他の重要な経緯	
	において同じ。)		
	の決定又は了解及		
	びその経緯		
複数	の行政機関による申	合せ又は他の行政機関若しくは地	方公共団体に対して示す基
準の	設定及びその経緯		
7	複数の行政機関に	複数の行政機関による申合せに	移管
	よる申合せ及びそ	関する立案の検討及び他の行政	
	の経緯	機関への協議その他の重要な経	
		緯	
8	他の行政機関に対	基準の設定に関する立案の検討	移管
	して示す基準の設	その他の重要な経緯	
	定及びその経緯		
9	地方公共団体に対	基準の設定に関する立案の検討	移管
	して示す基準の設	 その他の重要な経緯	
	定及びその経緯		
個人		 :の得喪及びその経緯	1
10	個人の権利義務の	(1) 行政手続法第2条第8号口	移管
	得喪及びその経緯	の審査基準、同号ハの処分	
		基準、同号ニの行政指導指	
		針及び同法第6条の標準的	
		な期間に関する立案の検討	
		その他の重要な経緯	
		(2) 許認可等に関する重要な経	以下について移管(それ
		(4)	以外は廃棄。以下同じ。)
		/	・国籍に関するもの
			・

		(3)	不利益処分に関する重要な	廃棄
			経緯	
		(4)	補助金等の交付に関する重	以下について移管
			要な経緯	・補助金等の交付の要件
				に関する文書
		(5)	不服申立てに関する審議会	以下について移管
			等における検討その他の重	・法令の解釈やその後の
			要な経緯	政策立案等に大きな影
				響を与えた事件に関す
				るもの
				・審議会等の裁決等につ
				いて年度ごとに取りま
				とめたもの
		(6)	国又は行政機関を当事者と	以下について移管
			する訴訟の提起その他の訴	・法令の解釈やその後の
			訟に関する重要な経緯	政策立案等に大きな影
				響を与えた事件に関す
				るもの
11	法人の権利義務の	(1)	行政手続法第2条第8号口	移管
	得喪及びその経緯		の審査基準、同号ハの処分	
			基準、同号ニの行政指導指	
			針及び同法第6条の標準的	
			な期間に関する立案の検討	
			その他の重要な経緯	
		(2)	許認可等に関する重要な経	以下について移管
			緯	・運輸、郵便、電気通信
				事業その他の特に重要
				な公益事業に関するも
				0
				・公益法人等の設立・廃
				止等、指導・監督等に
				関するもの
		(3)	不利益処分に関する重要な	以下について移管
			経緯	・運輸、郵便、電気通信
				事業その他の特に重要
				な公益事業に関するも
		l		0.2.2.2.7.7.7.7.0.0

		ı		
				0)
				・公益法人等及び公益信
				託に関するもの
		(4)	補助金等の交付(地方公共	以下について移管
			団体に対する交付を含む。)	・補助金等の交付の要件
			に関する重要な経緯	に関する文書
				・補助事業等実績報告書
				に関するもの
		(5)	不服申立てに関する審議会	以下について移管
			等における検討その他の重	・法令の解釈やその後の
			要な経緯	政策立案等に大きな影
				響を与えた事件に関す
				るもの
				・審議会等の裁決等につ
				いて年度ごとに取りま
				とめたもの
		(6)	国又は行政機関を当事者と	以下について移管
			する訴訟の提起その他の訴	・法令の解釈やその後の
			訟に関する重要な経緯	政策立案等に大きな影
				響を与えた事件に関す
				るもの
職員	の人事に関する事項			
12	職員の人事に関す	(1)	人事評価実施規程の制定又	移管
	る事項		は変更及びその経緯	
		(2)	職員の研修の実施に関する	廃棄
			計画の立案の検討その他の	※別表第1の備考二に掲
			職員の研修に関する重要な	げるものも同様とす
			経緯	る。
		(3)	職員の兼業の許可に関する	(ただし、閣議等に関わ
			重要な経緯	るものについては移管)
		(4)	退職手当の支給に関する重	
			要な経緯	
その	他の事項			'
13	告示、訓令及び通	(1)	告示の立案の検討その他の	廃棄
	達の制定又は改廃		重要な経緯(1の項から1	
	及びその経緯		2の項までに掲げるものを	
	ı			I.

		(2)	訓令及び通達の立案の検討	以下について移管
			その他の重要な経緯(1の	・行政文書管理規則その
			項から12の項までに掲げ	他の重要な訓令及び通
			るものを除く。)	達の制定又は改廃のた
				めの決裁文書
14	予算及び決算に関	(1)	歳入、歳出、継続費、繰越	以下について移管
	する事項		明許費及び国庫債務負担行	財政法第17条第2項
			為の見積に関する書類の作	の規定による歳入歳出
			製その他の予算に関する重	等見積書類の作製の基
			要な経緯 (5の項(1)及び	礎となった方針及び意
			(4)に掲げるものを除く。)	思決定その他の重要な
				経緯が記録された文書
				(財務大臣に送付した
				歳入歳出等見積書類を
				含む。)
				・財政法第20条第2項
				の規定による予定経費
				要求書等の作製の基礎
				となった方針及び意思
				決定その他の重要な経
				緯が記録された文書
				(財務大臣に送付した
				予定経費要求書等を含
				む。)
				・上記のほか、行政機関
				における予算に関する
				重要な経緯が記録され
				た文書
		(2)	歳入及び歳出の決算報告書	以下について移管
			並びに国の債務に関する計	財政法第37条第1項
			算書の作製その他の決算に	の規定による歳入及び
			関する重要な経緯(5の項	歳出の決算報告書並び
			(2)及び(4)に掲げるものを	に国の債務に関する計
			除く。)	算書の作製の基礎とな
				った方針及び意思決定

			そ記大びび計財の算と決緯(継む財の係と決緯(予む上に重の記し、大びび計財の算と決緯(継む財の係と決緯(予む上に重が務及並る項決機思経(、大びび計財の算と決緯(継む財の係と決緯(予む上に重が務及並る項決機と、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、
			(財務大臣に送付した 予備費に係る調書を含 む。)
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
15	機構及び定員に関 する事項	機構及び定員の要求に関する重 要な経緯	移管
16	独立行政法人等に 関する事項	(1) 独立行政法人通則法その他 の法律の規定による中期目 標(独立行政法人通則法第 2条第3項に規定する国立 研究開発法人にあっては中 長期目標、同条第4項に規	移管

		定する行政執行法人にあっ	
		ては年度目標)の制定又は	
		変更に関する立案の検討そ	
		の他の重要な経緯	
		(2) 独立行政法人通則法その他	
		の法律の規定による報告及	
		び検査その他の指導監督に	
		関する重要な経緯	
17	政策評価に関する	政策評価法第6条の基本計画の	移管
	事項	立案の検討、政策評価法第10	
		条第1項の評価書の作成その他	
		の政策評価の実施に関する重要	
		な経緯	
18	公共事業の実施に	直轄事業として実施される公共	以下について移管
	関する事項	事業の事業計画の立案に関する	・総事業費が特に大規模
		検討、関係者との協議又は調整	な事業(例:100 億円
		及び事業の施工その他の重要な	以上)については、事
		経緯	業計画の立案に関する
			検討、環境影響評価、
			事業完了報告、評価書
			その他の重要なもの
			・総事業費が大規模な事
			業(例:10 億円以上)
			については、事業計画
			の立案に関する検討、
			環境影響評価、事業完
			了報告、評価書その他
			の特に重要なもの
			・工事誌
19	栄典又は表彰に関	栄典又は表彰の授与又ははく奪	以下について移管
	する事項	の重要な経緯 (5の項(4)に掲	・栄典制度の創設・改廃
		げるものを除く。)	に関するもの
			・叙位・叙勲・褒章の選
			考・決定に関するもの
			・国民栄誉賞等特に重要
			な大臣表彰に係るもの

20 国会及び審議会等				
国会及び審議会等				・国外の著名な表彰の授
における審議等に関する事項				与に関するもの
関する事項	20	国会及び審議会等	(1) 国会審議(1の項から19	以下について移管
・会期ごとに作成される 想定問答		における審議等に	の項までに掲げるものを除	・大臣の演説に関するも
想定問答		関する事項	< 。)	0)
(2) 審議会等(1の項から19 の項までに掲げるものを除く。) 以下について移管・審議会その他の合議制の機関(部会、小委員会等を含む。)及び懇談会等行政運営上の会合に関するものというできずをできる事項 文書の管理等 で移管・廃棄簿 と称管・廃棄簿 でお管・廃棄簿 でおいて移管・移管・廃棄簿 でおいて移管・移管・廃棄簿 でおいてが、 一意意思決定に至る過程 では、 当該意思決定に至る過程 では、 当該意思、 は、 では、 当は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で				会期ごとに作成される
の項までに掲げるものを除 く。) の項までに掲げるものを除 く。) の機関(部会、小委員 会等を含む。)及び懇談会等行政運営上の会 合に関するもの 以下について移管 ・移管・廃棄簿 22 法令の規定に基づ く勧告及び協議、 同意、届出、通 知、報告、資料の 提出要求並びに当該意思決定に至る過程 の機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至 過程 (3) 法令の規定による他の行政 機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至 る過程 (3) 法令の規定による他の行政 機関等に対する届出、通 知、報告、資料の提出要求 等及び当該意思決定に至る 過程 (3) 法令の規定による他の行政 機関等に対する届出、通 知、報告、資料の提出要求 等及び当該意思決定に至る 過程 23 検査等に関する事 項 と 検査等に関する事 項 と が会に基づく報告及び検査その 他の指導監督(1の項から22 の項までに掲げるものを除 と ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影				想定問答
(3) 大きの管理等に関する事項 (1) 法令の規定に基づく他の行く勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求並びに当該意思決定に至る過程 (2) 法令の規定による他の行政 機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程 (3) 法令の規定による他の行政 機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程 (3) 法令の規定による他の行政 機関等に対する協議及び同意がびに当該意思決定に至る過程 (3) 法令の規定による他の行政 機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程 (3) 法令の規定による他の行政 機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程 (1) 項がら22 の項までに掲げるものを除 以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を対するよのを除する。 以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を対するものを除する。 は、			(2) 審議会等(1の項から19	以下について移管
会等を含む。)及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの			の項までに掲げるものを除	・審議会その他の合議制
			< ∘)	の機関(部会、小委員
21 文書の管理等に関する事項 文書の管理等				会等を含む。)及び懇
文書の管理等に関する事項 文書の管理等				談会等行政運営上の会
する事項				合に関するもの
22 法令の規定に基づ	21	文書の管理等に関	文書の管理等	以下について移管
く勧告及び協議、 同意、届出、通知、報告、資料の提出要求並びに当該意思決定に至る過程 ・勧告、協議、同意等の 当該意思決定に至る過程 (2) 法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程 意並びに当該意思決定に至る過程 (3) 法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程 以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響に大きな影響に大きな影響に大きな影響を表する。		する事項		・移管・廃棄簿
同意、届出、通知、報告、資料の提出要求並びに当該意思決定に至る過程 (2) 法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程 (3) 法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程 23 検査等に関する事項 法令に基づく報告及び検査その他の指導監督(1の項から22の項までに掲げるものを除めます。 以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を表す。	22	法令の規定に基づ	(1) 法令の規定に基づく他の行	以下について移管
知、報告、資料の提出要求並びに当該意思決定に至る 該意思決定に至る 過程 (2) 法令の規定による他の行政 機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る る過程 (3) 法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る 過程 23 検査等に関する事項 法令に基づく報告及び検査その他の指導監督(1の項から22の項までに掲げるものを除めます。 政策立案等に大きな影響		く勧告及び協議、	政機関等に対する勧告及び	・勧告、協議、同意等の
提出要求並びに当		同意、届出、通	当該意思決定に至る過程	うち特に重要なもの
該意思決定に至る 意並びに当該意思決定に至 る過程 (3) 法令の規定による他の行政 機関等に対する届出、通 知、報告、資料の提出要求 等及び当該意思決定に至る 過程 23 検査等に関する事 法令に基づく報告及び検査その 以下について移管 他の指導監督(1の項から22 ・法令の解釈やその後の の項までに掲げるものを除 政策立案等に大きな影		知、報告、資料の	(2) 法令の規定による他の行政	
過程		提出要求並びに当	機関等に対する協議及び同	
(3) 法令の規定による他の行政 機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程 23 検査等に関する事法令に基づく報告及び検査その関いについて移管他の指導監督(1の項から22・法令の解釈やその後のの項までに掲げるものを除す、政策立案等に大きな影響を表す。		該意思決定に至る	意並びに当該意思決定に至	
機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程 23 検査等に関する事法令に基づく報告及び検査その関いについて移管を使の指導監督(1の項から22・法令の解釈やその後のの項までに掲げるものを除め、政策立案等に大きな影響を表す。		過程	る過程	
知、報告、資料の提出要求 等及び当該意思決定に至る 過程 23 検査等に関する事 法令に基づく報告及び検査その 以下について移管 他の指導監督(1の項から22 ・法令の解釈やその後の の項までに掲げるものを除 政策立案等に大きな影			(3) 法令の規定による他の行政	
知、報告、資料の提出要求 等及び当該意思決定に至る 過程 23 検査等に関する事 法令に基づく報告及び検査その 以下について移管 他の指導監督(1の項から22 ・法令の解釈やその後の の項までに掲げるものを除 政策立案等に大きな影			機関等に対する届出、通	
等及び当該意思決定に至る 過程 23 検査等に関する事 法令に基づく報告及び検査その 以下について移管 値の指導監督(1の項から22 ・法令の解釈やその後の の項までに掲げるものを除 政策立案等に大きな影				
過程 23 検査等に関する事 法令に基づく報告及び検査その 以下について移管				
23 検査等に関する事 法令に基づく報告及び検査その 以下について移管 他の指導監督(1の項から22 ・法令の解釈やその後の の項までに掲げるものを除 政策立案等に大きな影				
項他の指導監督(1の項から22・法令の解釈やその後のの項までに掲げるものを除・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響	23	検査等に関する事	,_	以下について移管
の項までに掲げるものを除 政策立案等に大きな影				・法令の解釈やその後の
				政策立案等に大きな影
管化サイルサ余に関り			<.)	響を与えた事案に関す
るもの				
24 試験に関する事項 試験に関する立案の検討、試験 廃棄	24	試験に関する事項	試験に関する立案の検討、試験	廃棄
の実施、受験者の管理に関する			の実施、受験者の管理に関する	
経緯(1の項から23の項まで			経緯(1の項から23の項まで	
に掲げるものを除く。)			に掲げるものを除く。)	

25	国際会議に関する	国際会議(外国政府との交渉を	移管
	事項	含む。)に関する重要な経緯	
26	国有財産に関する	国有財産の管理	以下について移管
	事項		・法令の解釈やその後の
			政策立案等に大きな影
			響を与えた事案に関す
			るもの
27	物品の管理に関す	物品の管理	廃棄
	る事項		
28	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯(18の	廃棄
		項に掲げるものを除く。)	

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事 項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用	・基本計画
している制度(例:政策評価、	• 年間実績報告書等
情報公開、予算・決算、補助金	・施行状況調査・実態状況調査
等、機構・定員、人事管理、統	・意見・勧告
計等) について、制度を所管す	・その他これらに準ずるもの
る行政機関による当該制度の運	
用状況の把握等の業務	
国際会議	・国際機関(IMF, ILO, WHO 等)に関する会議、閣僚
	が出席した会議等であって、重要な国際的意思決
	定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会
	議の結果等に関する文書
国際協力・国際交流	・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計
	画、実施及び評価に関する文書
	・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
統計調査	・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書
	・一般統計調査の調査報告書
その他の事項	• 年次報告書
	• 広報資料
	· 大臣記者会見録
	・大臣等の事務引継書

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157 や新型コロナウイルス感染症など大流行による社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空 123 便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件(オウム真理教対策)など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行 政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等 (国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020 年 東京オリンピック・パラリンピック等

(革新的又は先端的な技術の研究開発)

スーパーコンピュータ、衛星技術等

② 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて 高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書(日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。)は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我

が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管 するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか 特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその 解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・ 廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各文書管理者において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。
- ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。
- ③ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1.【I】~【IV】 に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある(例:直轄事業として実施される総事業費 10 億円未満の公共事業であっても、歴史的に重要な建造物を修繕した場合や、国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等)。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。
- ④ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解 に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてま とめ、移管することとする。